

# 高等学校等就学支援金のお知らせ

高等学校等就学支援金とは、国による返還不要の授業料支援制度です。一定の収入額（年収目安 910万円）未満の世帯に月額 9,900円 or 33,000円が支給されます。

本校では、申請漏れの防止や保護者の皆様の手続き簡略化を目的に、すべての生徒に対して申請書類の提出をお願いしております。

保護者の皆さまにおかれましては、必要書類のご準備をお願いいたします。

## ◆ 提出書類について

### 1 受給資格認定申請書(様式第1号(その1)) ※必ず両面印刷してください

記入例を参照いただき、漏れのないようご記入ください。

### 2 個人番号カード(写)等貼付台紙

保護者全員（父母がいる場合は2人分）のマイナンバーカード（裏面）の写しを貼り付けてください。

マイナンバーカードがない場合は、個人番号が記載された住民票を提出してください。

※ マイナンバー通知カードは使用できませんのでご注意ください。

※ 提出された個人番号カード(写)等貼付台紙は、すべて適切な方法で宮城県に提出し、本校では写しを保有いたしません。

### 【※就学支援金を申請しない場合】

高等学校就学支援金を申請されない方は、別途非申請申出書の提出が必要となります。

ダウンロードの上、ご提出ください(提出書類1・2は提出不要)

## 書類の提出について

誓約保証書と併せて 3月21日(金)必着で本校に郵送

してください。

## ◆ 今後の手続きについて

- 認定結果は6月頃に通知されます。それまでは授業料33,000円を全額徴収し、認定結果が“支給対象”となった場合に就学支援金分を返金いたします。その後は毎月の授業料から就学支援金分を差し引いた額で引き落とします。
- 毎年7月に宮城県が個人番号により税額の確認を行い、対象であるかどうか審査します。その際、ふたたび認定結果が出るまでの間は授業料33,000円を全額徴収させていただきます。

## ◆ 支給要件について(参考)

- 次の計算式(保護者全員分)により判定します。

市区町村民税の課税標準額×6% - 市区町村民税の調整控除の額

304,200円以上	➡ 支給なし	※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じて計算
304,200円未満	➡ 月額9,900円	
154,500円未満	➡ 月額33,000円	

- 2025年度入学生は次の期間ごとに判定します。

学年・月	判定に用いる税額	申請を行う時期
高1(4~6月分)	令和6年度 課税証明書	2025年4月頃
高1(7~3月分)	令和7年度 課税証明書	2025年7月頃 ※
高2(7~3月分)	令和8年度 課税証明書	2026年7月頃 ※
高3(7~3月分)	令和9年度 課税証明書	2027年7月頃 ※

※ 初回の申請以降は、基本的に保護者の方にしていただく手続きはございません。  
課税地に変更がないかなど、簡単な確認のみ行います。

この件に関するお問い合わせ  
東北学院中学校・高等学校事務室  
電話：022-786-1231